

## 令和2年 第10回栗原市農業委員会総会議事録

令和2年9月29日 午前10時、下記の件の議定のため、令和2年第10回栗原市農業委員会総会を、栗原市役所金成庁舎に招集した。

- 日程第 1 議事録署名委員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 事務報告
- 日程第 4 報告第 1号 農地の現状変更届出について
- 日程第 5 報告第 2号 農地法第18条第6項の規定による通知について
- 日程第 6 報告第 3号 使用貸借権の解約通知について
- 日程第 7 報告第 4号 農地法第5条の規定による許可指令書の返納届について
- 日程第 8 議案第 1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 日程第 9 議案第 2号 農地法第4条の規定による許可申請について
- 日程第10 議案第 3号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 日程第11 議案第 4号 農地転用事業計画変更承認申請について
- 日程第12 議案第 5号 農用地利用集積計画について
- 日程第13 議案第 6号 非農地証明願について
- 日程第14 議案第 7号 農業振興地域整備計画の変更について

### 1 出席委員 (23名)

- |                    |                 |
|--------------------|-----------------|
| 1番 佐々木 栄 夫 委員、     | 2番 佐藤 勝 委員      |
| 3番 熊谷 ゆり 委員、       | 4番 佐々木 弘 委員、    |
| 5番 遊佐 一成 委員、       | 6番 菅原 勝宏 委員、    |
| 7番 岩淵 敬一 委員、       | 9番 阿部 一信 委員、    |
| 10番 曾根 金雄 委員、      | 11番 三浦 正勝 委員、   |
| 12番 鈴木 和子 委員、      | 13番 芳賀 博秋 委員、   |
| 14番 尾形 陽一郎 委員、     | 15番 高橋 寛 委員、    |
| 16番 狩野 善典 委員、      | 17番 佐々木 耕太郎 委員、 |
| 18番 高橋 榮一 委員、      | 19番 岩渕 弘 委員、    |
| 20番 三浦 栄 委員、       | 21番 大沢 純香 委員、   |
| 22番 大場 裕之 委員、      |                 |
| 23番 吉田 優俊 会長職務代理者、 |                 |
| 24番 鈴木 康則 会長       |                 |

2 欠席委員 (1名)

8番 米山 嘉彦 委員、

3 議事に参与した者

事務局長	二階堂	賢
事務局長補佐	小山	雅規
農地農政係 主幹兼係長	藤	広実
農地農政係 主査	高橋	潤
農地農政係 主事	千葉	和哉
農地農政係 主事	菅原	佑太

( 午前10時 開会)

**議長**

ご起立願います。「ご苦労様です。」ご着席願います。  
また、先日は、名取での研修会、大変お疲れ様でした。  
只今から、令和 2年 第10回 栗原市農業委員会総会を開会いたします。

**議長**

ただいまの出席委員は、23名であります。  
定足数に達しておりますので、直ちに会議を開きます。

**議長**

欠席の通告があります。  
議席番号 8番 米山 嘉彦 委員から、所要のため欠席する旨の通告がございます。

**議長**

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。  
なお、議案説明等のため、事務局長ほか関係職員を出席させております。

**議長**

現在、クールビズの期間中でありますので、上着を脱いでいただいて結構です。  
なお、新型コロナウイルス感染症 予防対策のため、会議場の換気をしております。  
また、皆様にはマスク着用をお願いいたします。

## 議長

日程第1、議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員は、農業委員会会議規則第27条の規定により

議席番号 5番 遊佐一成委員、議席番号 6番 菅原勝宏委員の両名を指名いたします。

## 議長

日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本総会の会期は、本日1日間としたいと思いますが、これに、ご異議ございませんか。

—「異議なし」の声—

## 議長

ご異議なしと認めます。

よって、本総会の会期は、本日1日間と決定いたしました。

## 議長

日程第3、事務報告の前に提出議案の訂正をお願いいたします。

議案の7ページをお開き願います。

報告の号が、報告第3号と記載しておりますが、報告第4号の誤りでしたので、お手数ですが、訂正をお願いします。

日程第3、事務報告を行います。

事務局長から報告いたします。

## 事務局長

議案資料に基づき、令和2年8月31日から令和2年9月29日までに実施した事務事業等の報告並びに、令和2年10月2日から令和2年10月28日までに予定している事務事業等について説明。

## 議長

これで、日程第3、事務報告を終わります。

## 議長

日程第4、報告第1号 農地の現状変更届出について、を報告いたします。

第1区の番号1番について、事務局から報告いたします。

## 事務局

第1区の番号1番は、築館地区の畑2筆 9, 485㎡のうち154㎡、農業用施設として牛舎を増築するもので、完了後は牛の飼養に活用する旨の1案件を説明。

## 議長

次に、去る9月23日、議席番号22番 大場 裕之 委員、農地利用最適化推進委員の曾根 茂 委員、及び及川 正一 委員が、現地確認調査を行っておりますので、その結果の報告をお願いいたします。

それでは、曾根 茂 推進委員から報告願います。

## 曾根 茂 推進委員

報告第1号については、去る9月23日、水曜日に4名にて現地確認を行いました。

届出地については、これから畜舎を増築するもので、隣接地には届出人の宅地があり、また、周辺農地への影響はないものと確認し、特に問題がないものと判断してまいりましたので、報告いたします。

## 議長

これで、日程第4、報告第1号 農地の現状変更届出について、報告を終わります。

## 議長

日程第5、報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について、を報告いたします。

第1区の番号1番から4番までの4案件、第2区の番号5番の1案件、第3区の番号6番の1案件、併せて6案件について、事務局から報告いたします。

## 事務局

第1区の番号1番は、築館地区の田 2筆 1, 384㎡、売買のためによる農地法第3条の賃貸借権解約の1案件、

番号2番は、築館地区の畑 2筆 1, 434㎡、双方合意による基盤法による賃貸借権解約の1案件、

番号3番は、高清水地区の田 4筆 2, 461㎡、売買のためによる基盤法による賃貸借権解約の1案件、

番号4番は、瀬峰地区の田 4筆 1, 691㎡、売買のためによる農地法第3条の賃貸借権解約の1案件、

第2区の番号5番は、志波姫地区の田 3筆 5, 414㎡、双方合意による基盤法による賃貸借権解約の1案件、

第3区の番号6番は、花山地区の田 5筆 18, 454㎡、双方合意による基盤法による賃貸借権解約の1案件、

以上、6 案件を説明報告。

#### 議長

これで、日程第5、報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について、報告を終わります。

#### 議長

日程第6、報告第3号 使用貸借権の解約通知について、を報告いたします。  
第1区の番号1番・2番の2案件について、事務局から報告いたします。

#### 事務局

第1区の番号1番は、築館地区の田 24筆 24,406.37㎡、及び畑 10筆 16,005㎡、合計 40,411.37㎡、双方合意による農地法第3条による使用貸借権解約の1案件、

番号2番は、築館地区の田1筆 6,254㎡及び一迫地区の田5筆 6,836㎡、合計 13,090㎡、賃貸借権設定のためによる農地法第3条による使用貸借権解約の1案件、以上、2案件を説明報告。

#### 議長

これで、日程第6、報告第3号 使用貸借権の解約通知について、報告を終わります。

#### 議長

日程第7、報告第4号 農地法第5条の規定による許可指令書の返納届について、を報告いたします。

第1区の番号1番について、事務局から報告いたします。

#### 事務局

第1区の番号1番は、一迫地区の田 2筆 409㎡、所有権移転売買の案件であり、農地を購入後、住宅用地として転用し、一般住宅1棟及び駐車場を建築造成する計画で、令和2年4月15日付で許可を得ておりましたが、その後、事前に了承を得ていた隣接する住民の方から事業に反対の意向があったため、その後の居住関係等を考慮し事業を中止した旨の1案件を報告。

#### 議長

これで、日程第7、報告第4号 農地法第5条の規定による許可指令書の返納届について、報告を終わります。

## 議長

日程第8、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、を議題といたします。

はじめに、第1区の番号1番から11番までの、11案件を審議いたします。

それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明いたします。

## 事務局

第1区の番号1番は、築館地区の畑 2筆 1, 434㎡、経営規模拡大のためによる所有権移転売買の1案件、

番号2番は、築館地区の田 24筆 24, 406. 37㎡及び畑 10筆 16, 005㎡、合計 40, 411. 37㎡、

番号3番は、築館地区の田 6筆 3, 969㎡、

番号4番は、築館地区の田 13筆 19, 648. 96㎡、いずれも、経営継承のための使用貸借権設定の3案件、

番号5番は、高清水地区の田 4筆 2, 597㎡、経営規模拡大のためによる所有権移転売買の1案件、

番号6番は、高清水地区の畑 1筆 480㎡、経営規模拡大のためによる所有権移転贈与の1案件、

市外居住者による取得につき、詳細説明。

番号7番は、一迫地区の田 7筆 7, 203㎡、相手方の要望による所有権移転売買の1案件、

番号8番は、一迫地区の田 13筆 34, 409㎡、及び畑 3筆 2, 737㎡、合計 37, 146㎡、

番号9番は、一迫地区の田 6筆 5, 325㎡、及び畑 1筆 496㎡、合計 5, 821㎡、いずれも、経営継承のための所有権移転贈与の2案件、

番号10番は、瀬峰地区の田 4筆 1, 691㎡、相手方の要望による所有権移転売買の1案件、

番号11番は、瀬峰地区の田 2筆 11, 256㎡、経営規模拡大による使用貸借権設定の1案件、

以上、11案件の説明と全て許可要件を満たしていることを説明。

## 議長

次に、現地確認調査の結果報告をお願いいたします。

それでは、曾根 茂 推進委員から報告願います。

## 曾根 茂 推進委員

議案第1号については、去る9月23日の水曜日に、4名にて書類審査及び現地確認を行ってまいりました。

詳細については事務局から説明があったとおりで、最初に6番の市外居住地取得については、西側は住宅と隣接しており、休耕地を畑にするというもので、周辺農地への影響はないものと判断しました。

その他については、経営規模拡大や経営継承などにより、所有権移転売買や贈与、及び使用貸借権を設定するもので、いずれも、許可に当たっては特に問題はないものと判断いたしました。

以上、ご審議の程、よろしくお願いたします。

## 議長

議案の内容説明及び現地確認調査の結果報告が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

## 議長

質疑なしと認めます。

次に、第2区の番号12番から22番までの11案件を審議いたします。

それでは、内容を事務局から説明いたします。

## 事務局

第2区の番号12番は、若柳地区の田 1筆 996㎡、経営規模拡大のためによる所有権移転売買の1案件、

番号13番は、若柳地区の田 3筆 1,961㎡、経営継承のための所有権移転贈与の1案件、

市外居住者による取得につき、詳細説明。

番号14番は、若柳地区の畑 1筆 189㎡、経営の合理化のための所有権移転贈与の1案件

番号15番・16番は、関連案件で、15番は、若柳地区の田 1筆 1,079㎡、16番は、若柳地区の田 1筆 1,018㎡、双方の経営の合理化のための所有権移転交換の2案件、

番号17番・18番は、関連案件で、17番は、若柳地区の田 1筆 2,040㎡、18番は、若柳地区の田 1筆 1,993㎡、双方の経営の合理化のための所有権移転交換の2案件、

番号19番は、若柳地区の田 5筆 5,089㎡、経営規模拡大のための賃貸借権設定の1案件、

番号20番は、金成地区の田 7筆 5,625㎡、経営規模拡大のためによる所有権移転売買の1案件、

番号21番は、志波姫地区の田 3筆 4,644㎡、及び畑 1筆 1,353㎡、  
合計 5,997㎡、

番号22番は、志波姫地区の田 1筆 733㎡、及び畑 1筆 398.47㎡、  
合計 1,131.47㎡のうち915.95㎡、いずれも、経営継承による所有権移転  
贈与の2案件、

以上、11案件の説明と全て許可要件を満たしていることを説明。

## 議長

次に、去る9月24日、議席番号12番 鈴木 和子 委員、農地利用最適化推進委員の  
佐々木 進 委員、及び佐々木 貞一郎 委員が、現地確認調査を行っておりますので、その  
結果の報告をお願いいたします。

それでは、佐々木 進 推進委員から報告願います。

## 佐々木 進 推進委員

議案第1号については、去る9月24日の木曜日に4名にて、一部現地確認及び書類  
審査を行いました。

12番と20番の2案件については、譲渡人の要望により、経営規模を拡大する案件  
でございます。

13番、14番、21番、22番の4案件については、農業後継者への贈与、経営の  
合理化のために経営継承するものでありまして、譲受人の要望によりまして経営を合理  
化する案件でございます。

15番と16番、17番と18番については、双方の経営の合理化のために所有権移  
転交換する案件でございます。

19番については、譲受人の要望によりまして、経営規模拡大する賃貸借権設定の案  
件でございます。

いろいろと審議した結果、いずれも、許可申請については、特に問題ないものと判断  
いたしました。

以上、ご審議の程、よろしくをお願いいたします。

## 議長

議案の内容説明及び現地確認調査の結果報告が終わりましたので、これより質疑を行  
います。

質疑ございませんか。

—「はい」の声—

## 議長

11番、三浦正勝 委員

**11番、三浦 正勝 委員**

13番の案件ですが、地番216-2の所在が、公図に示されていないので、わからない、説明をお願いします。

**議長**

事務局説明

**事務局**

所在の216-2については、公図の216番に216-1及び216-2が包含されております。

**議長**

よろしいですか

**11番、三浦 正勝 委員**

はい、了解しました。

**議長**

その他ございませんか。

—「質疑なし」の声—

**議長**

質疑なしと認めます。

次に、第3区の番号23番から27番までの、5案件を審議いたします。

それでは、内容を事務局から説明いたします。

**事務局**

第3区の番号23番は、栗駒地区の田 6筆 11,406㎡、経営継承のための所有権移転贈与の1案件

番号24番は、栗駒地区の田 1筆 56㎡及び畑 1筆 309㎡、合計 365㎡、

番号25番は、栗駒地区の田 2筆 1,495㎡、いずれも、耕作利便のためによる所有権移転贈与の2案件、

25番は、市外居住者による取得につき、詳細説明。

番号26番・27番は関連案件で、26番は、鶯沢地区の田 9筆 2,054.31㎡、27番は、鶯沢地区の田 1筆 2,047㎡、双方の耕作利便のためによる所有権移転交換の2案件、

以上、5件の説明と許可要件を満たしていることを説明。

## 議長

次に、去る9月24日、議席番号23番 吉田 優俊 委員、農地利用最適化推進委員の佐藤 憲一 委員及び高橋 茂 委員が、現地確認調査を行っておりますので、その結果の報告をお願いいたします。

それでは、佐藤 憲一 推進委員から報告願います。

## 佐藤 憲一 推進委員

議案第1号については、去る9月24日の木曜日に4名にて書類審査を行いました。

23番は、農業後継者への贈与であり問題はない、

24番・25番は、贈与となっているが、お互いの耕作利便のための交換、

26番・27番もお互いの耕作利便のための交換ということで、いずれも、特に問題がないものと判断いたしました。

以上、ご審議の程、よろしくをお願いいたします。

## 議長

議案の内容説明及び現地確認調査の結果報告が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

## 議長

質疑なしと認めます。

それでは、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についての、番号1番から27番までの27案件は、原案のとおり許可することに、ご異議ございませんか。

—「異議なし」の声—

## 議長

ご異議なしと認めます。

よって、日程第8、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についての、番号1番から27番までの27案件は、原案のとおり、許可することに決定いたしました。

## 議長

日程第9、議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について、を議題といたします。

はじめに、第1区の番号1番を審議いたします。

それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明いたします。

## 事務局

第1区の番号1番は、築館地区の田 1筆 1, 929㎡のうち0.33㎡を業務用地として一時転用して、営農型太陽光発電施設を設置して売電収入を得るとともに、太陽光パネルの下部で農作物の作付けを行うものであり、そのため、転用部分については太陽光施設の支柱分のみとなっている。

農地区分は、農用地区域内の農地ですが、許可日からの3年間の一時転用となるので、不許可の例外規定に該当する旨の1案件が、許可要件を満たしていることを説明。

## 議長

次に、現地確認調査の結果報告をお願いいたします。

それでは、22番 大場 裕之 委員から報告願います。

### 22番 大場 裕之 委員

議案第2号については、去る9月23日の水曜日に4名にて、書類審査及び現地確認を行いました。

1番については、事務局説明のとおり営農型太陽光発電施設でございます。

参考資料13ページの公図のように、後方に山林を配しておまして、申請地も若干の荒廃の様相を呈しておりましたが、事業の性質上、優良な農地に改善されるものと確認してまいりました。ただ、事業の性質上、農作物の栽培に関しては、地元委員として今後の管理に関して、観察してまいりたいと思います。

転用許可に当たっては、以上のことから、特に問題がないものと判断いたしました。

以上、ご審議の程、よろしくをお願いいたします。

## 議長

議案の内容説明及び現地確認調査の結果報告が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

## 議長

質疑なしと認めます。

次に、第3区の番号2番の1案件を審議いたします。

それでは、内容を事務局から説明いたします。

## 事務局

第3区の番号2番は、栗駒地区の田 2筆 544㎡を業務用地として転用し、自営の建設業の建築資材置場及び業務用車両用の駐車場を造成するものであります。

農地区分は、10ヘクタール以上の農地の広がりがある1種農地に該当しますが、集落に接続しての転用となりますので、不許可の例外として取り扱う旨の1案件が、許可要件を満たしていることを説明。

#### 議長

次に、現地確認調査の結果報告をお願いいたします。  
それでは、高橋 茂 推進委員から報告願います。

#### 高橋 茂 推進委員

議案第2号については、去る9月24日の木曜日に4名にて現地確認を行ってまいりました。

ただ今、事務局から詳細に説明がありましたけれども、調査の結果、転用許可に当たっては、特に問題はないものと判断してまいりました。

ご審議の程、よろしくをお願いいたします。

#### 議長

議案の内容説明及び現地確認調査の結果報告が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

#### 議長

質疑なしと認めます。

それでは、議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請についての、番号1番・2番の2案件は、原案を可とすることに、ご異議ございませんか。

—「異議なし」の声—

#### 議長

ご異議なしと認めます。

よって、日程第9、議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請についての、番号1番・2番の2案件は、原案を可とすることに決定しました。

なお、その旨、意見を附して宮城県知事に送付いたします。

#### 議長

日程第10、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について、を議題といたします。

はじめに、第1区の番号1番から4番までの4案件を審議いたします。  
それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明いたします。

## 事務局

第1区の番号1番は、築館地区の田1筆 538㎡を所有権移転売買により譲り受け、業務用地として転用し、申請者が経営する会社の資材置き場として造成するものです。

農地区分は、周囲を山林、原野、雑種地等に囲まれた生産性の低い小集団農地なので、第2種農地に該当する旨の1案件、

番号2番は、高清水地区の田3筆 981㎡、及び畑9筆 5,206㎡、合計6,187㎡を賃貸借権設定により業務用地として転用し、申請者が経営する販売用中古車両の駐車場として造成するものであります。

農地区分は、農地の広がりがあり第1種農地に該当するが、申請地周辺の地域に居住するものの業務上必要な用地ということで、集落に接続して設置されるものであることから、不許可の例外規定に該当する旨の1案件、

なお、本案件は3,000㎡を越えていますので、令和2年10月16日に開催される宮城県農業会議常設審議委員会において、意見聴取する案件となっている。

また、許可前に造成工事に着手していることから、始末書の提出を受けております。

番号3番は、一迫地区の畑1筆 450㎡を所有権移転売買により譲り受け、住宅用地として転用し、一般個人住宅1棟及び駐車場を建築造成するものであります。

農地区分は、周囲を山林、原野、雑種地等に囲まれた生産性の低い小集団農地なので、第2種農地に該当する旨の1案件、

番号4番は、一迫地区の畑1筆 974㎡のうち321㎡を使用貸借権設定により借り受け、住宅用地として転用し、太陽光発電施設を設置して、自家用電力として使用するものであります。

農地区分は、周囲を宅地と山林に囲まれた生産性の低い小集団農地なので、第2種農地に該当する旨の1案件、

以上、4案件が許可要件を満たしていることを説明。

## 議長

次に、現地確認調査の結果報告をお願いいたします。

それでは、22番 大場 裕之 委員から報告願います。

## 22番 大場 裕之 委員

議案第3号については、去る9月23日の水曜日に4名にて、書類審査及び現地確認を行いました。

1番に関しては、申請地は長年に渡って耕作されていない休耕田でございます。借受人は地域で実績のある建設会社で、雨水・排水路に関しても現存するものを保存し、管理されるものと確認してまいりました。許可に当たっては特に問題がないものと思われま

2番に関しては、事務局の説明のとおり、すでに造成済みでございます。対応としては事務局からの説明があったとおり始末書をもって、確認しております。雨水・排水対策に多少の懸念がありますがけれども周辺住民の同意書を取っているということで、許可に関しましては問題ないものと考えております。

3番については、一般住宅建設に関するものでございます。この件については、進入路に懸念があったものですがけれども、事務局から説明があったとおり市所有の土地を活用できるということで、特に問題がないものと考えます。

4番に関しては、自家用電力としての太陽光発電施設の設置ということで許可に関しては特に問題がないものと判断してまいりました。

以上、4件についてご審議の程、よろしくお願いいたします。

### 議長

議案の内容説明及び現地確認調査の結果報告が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

—「質疑なし」—

### 議長

質疑なしと認めます。

次に、第2区の番号5番から7番の3案件を審議いたします。

それでは、内容を事務局から説明いたします。

### 事務局

第2区の番号5番は、若柳地区の田 1筆 792㎡を所有権移転売買により譲り受け、業務用地として転用し、太陽光パネルを設置するものであります。

農地区分は、都市計画区域の準工業地域に該当することから、第3種農地で取り扱う旨の1案件、

番号6番は、金成地区の田 1筆 3,409㎡のうち、40.5㎡を賃貸借意見設定により借り受け、業務用地として一時転用するもので、電力工事作業に伴う仮設場事務所や仮設トイレ、仮設倉庫を設置するものであります。転用期間は7ヶ月となります。

農地区分は、農業振興地域の農用地区域内の農地ですが、工事のための一時転用ですので、不許可の例外規定で取り扱う旨の1案件、

番号7番は、志波姫地区の田 1筆 779㎡を所有権移転贈与により譲り受け、業務用地として転用し、資材置き場、作業場、駐車場を造成するものです。

農地区分は、住宅に囲まれていることから、生産性の低い第2種農地で取り扱う旨の1案件、以上、3案件が許可要件を満たしていることを説明。

## 議長

次に、現地確認調査の結果報告をお願いいたします。  
それでは、佐々木 貞一郎 推進委員から報告願います。

## 佐々木 貞一郎 推進委員

議案第2号については、去る9月24日の木曜日に4名にて、書類審査及び現地確認を行ってまいりました。

3件については、太陽光パネルの設置、工事に伴う仮事務所等の設置、業務用の資材置き場等の設置であり、いずれの案件も、詳細については事務局から説明がありましたとおりであり、特に問題はないものと判断してまいりました。

以上、ご審議の程、よろしくをお願いいたします。

## 議長

議案の内容説明及び現地確認調査の結果報告が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

—「はい」の声—

## 議長

3番、熊谷 ゆり委員

### 3番、熊谷 ゆり委員

24ページの5番ですけれども、太陽光パネルを設置する目的というのが明確でないので、その辺の説明をお願いします。

## 議長

事務局説明

## 事務局

目的につきましては、売電用の太陽光パネルの設置となります。

## 議長

よろしいですか

### 3番、熊谷 ゆり委員

はい、了解しました。

## 議長

その他ございませんか。

—「質疑なし」—

## 議長

質疑なしと認めます。

それでは、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請についての、番号1番から7番までの7案件は、原案を可とすることに、ご異議ございませんか。

—「異議なし」—

## 議長

ご異議なしと認めます。

よって、日程第10、議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請についての、番号1番から7番までの7案件は、原案を可とすることに決定しました。

なお、その旨、意見を附して宮城県知事に送付いたします。

## 議長

日程第11、議案第4号 農地転用事業計画変更承認申請について、を議題といたします。

第1区の番号1番を審議いたします。

それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明いたします。

## 事務局

第1区の番号1番は、築館地区の畑 1筆 5, 355㎡、所有権移転売買の案件で、変更前の実施状況は土地の造成工事まで完成している状況であります。

当初の事業計画については、石材加工のための工場の設置、変更後は石材業で使用する資材置き場となっております。

変更に至った経緯といたしましては、本案件は、平成3年に転用の許可を受けて事業に着手していましたが、許可後に国内での石材加工の需要が急激に減少したことに伴い、当初予定していた加工場が不要となったことから、資材置き場への事業計画の変更を申請する旨を説明。

## 議長

次に、現地確認調査の結果報告をお願いいたします。

それでは、22番 大場 裕之 委員から報告願います。

## 22番 大場 裕之 委員

議案第4号については、去る9月23日の水曜日に4名にて現地調査を行ってまいりました。

事務局から説明があったとおり申請地は国道4号沿いにある第2種農地でございます。造成途中で中断されておりますので、雨水・排水の懸念がございましたが、説明のとおり浸透枡で処理されるとのことでございます。

理由のとおり事業の性質上、そういった背景を勘案し、致し方ないものと考え、申請については、許可すべきものと判断いたしました。

ご審議の程、よろしくお願いいたします。

## 議長

議案の内容説明及び現地確認調査の結果報告が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

—「質疑なし」—

## 議長

質疑なしと認めます。

それでは、議案第4号 農地転用事業計画変更承認申請についての、番号1番の1案件は、原案を可とすることに、ご異議ございませんか。

—「異議なし」の声—

ご異議なしと認めます。

よって、日程第11、議案第4号 農地転用 事業計画 変更承認申請についての、番号1番の案件は、原案を可とすることに決定いたしました。

なお、その旨、意見を附して宮城県知事に送付いたします。

## 議長

日程第12、議案第5号 農用地利用集積計画について、を議題といたします。

はじめに、第1区の番号1番から3番までの3案件を審議いたします。

それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明いたします。

## 事務局

第1区の番号1番は、高清水地区の田 4筆 2, 461㎡、所有権移転売買の1案件  
番号2番は、一迫地区の田 1筆 4, 877㎡、及び畑 1筆 15, 388㎡、  
合計 20, 265㎡、所有権移転売買の1案件、

番号3番は、瀬峰地区の田 4筆 8, 551 m<sup>2</sup>、更新の賃貸借権設定である旨の1案件、以上、3案件を説明。

#### 議長

議案の内容説明が終わりましたので、これより質疑を行います。  
質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

#### 議長

質疑なしと認めます。  
次に、第2区の番号4番・5番の2案件を審議いたします。  
それでは、内容を事務局から説明いたします。

#### 事務局

第2区の番号4番は、若柳地区の田 2筆 3, 809 m<sup>2</sup>、所有権移転売買の1案件、番号5番は、若柳地区の田 9筆 7, 946 m<sup>2</sup>、更新の賃貸借権設定である旨の1案件、以上、2案件を説明。

#### 議長

議案の内容説明が終わりましたので、これより質疑を行います。  
質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

#### 議長

質疑なしと認めます。  
次に、第3区の番号6番の1案件を審議いたします。  
それでは、内容を事務局から説明いたします。

#### 事務局

第3区の番号6番は、鶯沢地区の田 1筆 2, 122 m<sup>2</sup>、新規の賃貸借権設定である旨の1案件を説明。

#### 議長

議案の内容説明が終わりましたので、これより質疑を行います。  
質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

## 議長

それでは、議案第5号 農用地利用集積計画についての、番号1番から6番までの6案件については、原案を可とすることに、ご異議ございませんか。

—「異議なし」の声—

## 議長

ご異議なしと認めます。

よって、日程第12、議案第5号 農用地利用集積計画についての、番号1番から6までの6案件については、原案を可とすることに決定いたしました。

なお、その旨、栗原市長に通知いたします。

## 議長

会議の途中ですが、会議開始から1時間が経過しましたので、ここで、午前11時15分まで、休憩といたします。

(休憩：午前11時4分から11時15分まで)

## 議長

それでは、休憩中の会議を再開します。(午前11時15分)

## 議長

日程第13、議案第6号 非農地証明願について、を議題といたします。

はじめに、第1区の番号1番から4番までの4案件を審議いたします。

それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明いたします。

## 事務局

第1区の番号1番は、築館地区の畑 2筆 1, 020㎡、願出地は、平成10年頃に先代が駐車場及び庭として造成し、現在に至るものであり、宅地への地目変更を願い出た旨の1案件、

番号2番は、築館地区の畑 1筆 322㎡、願出地は、昭和47年頃に先代が居宅を建築し、現在に至るものであり、宅地への地目変更を願い出た旨の1案件、

番号3番は、一迫地区の田 1筆 432㎡、願出地は、昭和49年頃に農機具置場兼作業場を建築したが、その後物置となり現在に至るものであり、宅地への地目変更を願い出た旨の1案件、

番号4番は、一迫地区の畑 1筆 1, 016㎡、願出地は、昭和30年頃から先代からの労力不足により耕作できなくなり、農地が徐々に山林化し、現在に至るものであり、山林への地目変更を願い出た旨の1案件、

以上、4案件を説明。

## 議長

次に、現地確認調査の結果報告をお願いいたします。

それでは、及川 正一 推進委員から報告願います。

## 及川 正一 推進委員

議案第6号については、去る9月23日の水曜日に4名にて、書類審査及び現地確認を行いました。

番号1番の案件は、平成10年頃、先代が駐車場及び庭を整備したもので、非常に綺麗に管理、整備されており、農地に復元するのは困難だと考えます。

2番の案件については、昭和47年頃に先代が居宅を建築し現在にいたるもので、住宅地にある場所で農地への復元は困難だと思われます。

3番の案件については、昭和49年頃農機具置場兼作業場として建築し、その後農業を廃業し現在に至るものでございます。農地への復元は非常に難しいと考えます。

4番の案件は、昭和30年頃から、労力不足により耕作できなくなっているものであり、その後山林化したもので、隣の山林、原野と一体化してきており、非常に復元は困難と考えます。

以上、4件について、ご審議の程、よろしくをお願いいたします。

## 議長

議案の内容説明及び現地確認調査の結果報告が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

## 議長

質疑なしと認めます。

次に、第2区の番号5番・6番の2案件を審議いたします。

それでは、内容を事務局から説明いたします。

## 事務局

第2区の番号5番は、若柳地区の畑 1筆 212㎡、願出地は、平成11年頃から労力不足により耕作が出来なくなったため、その後荒廃が進み原野化し、現在に至るものであり、原野への地目変更を願った旨の1案件を説明。

番号6番は、金成地区の田 2筆 11,958㎡、願出地は、平成13年頃から労力不足により耕作が出来なくなったため、その後荒廃が進み原野化し、現在に至るものであり、原野への地目変更を願った旨の1案件を説明。

## 議長

次に、現地確認調査の結果報告をお願いいたします。

それでは、佐々木 貞一郎 委員から報告願います。

## 佐々木 貞一郎 推進委員

議案第4号については、去る9月24日の木曜日に4名にて書類審査及び現地を確認してまいりました。

5番・6番の現地については、現地を確認すると、荒廃が進んでおり、農地への復元は無理であると確認してまいりました。

今回の非農地証明願の許可については、やむを得ないものと判断いたしました。

ご審議の程、よろしくをお願いいたします。

## 議長

議案の内容説明及び現地確認調査の結果報告が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

## 議長

質疑なしと認めます。

それでは、議案第6号 非農地証明願についての、番号1番から6番までの6案件は、原案のとおり承認することに、ご異議ございませんか。

—「異議なし」の声—

## 議長

ご異議なしと認めます。

よって、日程第13、議案第6号 非農地証明願についての、番号1番から6番までの6案件は、原案のとおり、承認することに決定しました。

## 議長

日程第14、議案第7号 農業振興地域整備計画の変更について、を議題といたします。

はじめに、第1区の番号1番から4番までの4案件を審議いたします。

それでは、議案の朗読を省略し、議案の内容を事務局から説明いたさせます。

## 事務局

はじめに、本日の案件についてですが、9月4日付で市長から当委員会会長宛に諮問されたものであります。

農用地利用計画の今回の変更面積については、農用地区域への編入が18.03a、農用地区域からの除外78.99a、農用地から農業用施設用地への用途区分の変更が、232.35aとなり、全体で60.96aの減少となっております。

諮問におきましては、他法令との調整がなされた実現可能かつ具体的な転用計画があるか、について意見を求められております。例えば、農用地区域から除外があった場合に、転用が可能かどうか農業委員会の意見を求められているものであります。

番号1番、築館1は、除外申し出の案件で、築館地区の田 1筆 3,668㎡、事業計画者の業務用駐車場を造成するための除外で、転用申請に至った際の農地区分は、宅地及び雑種地並びに高低差によって分断された生産性の低い小集団農地で、第2種農地に該当する旨の1案件、

番号2番、築館2は、除外申し出の案件で、築館地区の畑1筆 602㎡のうち493㎡、宗教法人経王寺が所有する本妙丹後荷結社の隣接地で、経王寺の祭事の際の駐車場を確保するための除外で、転用申請に至った際の農地区分は、周囲を山林、原野等に囲まれた生産性の低い小集団農地であることから第2種農地に該当する旨の1案件、

番号3番、築館3は、除外申し出の案件で、築館地区の田 3筆 1,900㎡及び畑1筆 410㎡、合計4筆 2,310㎡、事業計画者が経営する会社の資材置場として使用するための除外で、転用申請に至った際の農地区分は、周囲を山林、原野等に囲まれた生産性の低い小集団農地であることから第2種農地に該当する旨の1案件、

番号4番、瀬峰1は、用途変更申し出の案件で、瀬峰地区の田1筆 6,320㎡、省力化及び規模拡大に取り組むための、繁殖用肉用牛の畜舎、堆肥舎、家畜用パドックを建築造成するため、農用地から農業用施設用地への用途区分の変更である旨の1案件、

以上、4案件を説明。

## 議長

次に、現地確認調査の結果報告をお願いいたします。

それでは、及川 正一 推進委員から報告願います。

## 及川 正一 推進委員

議案第7号については、去る9月23日の水曜日に4名にて、書類審査及び現地確認を行いました。

1番の案件については、農地に接しているものの農地より高い位置にあるため、現在駐車場として利用している場所の隣接地を駐車場として拡張して活用するというものでございます。雨水・排水対策をしっかりと利用したいということでございます

2番の案件は、お寺の隣接地の土地でお寺の祭事の際に駐車場として利用したいというものでございます。

3番の案件については、建設会社の資材置き場、残土、砕石等の資材置き場として利用するものでございます。

4番の案件については、農用地から農業用施設用地への用途変更でございまして、繁殖用肉用牛の規模拡大のために申請されたものでございます。

4件とも特に問題ないものと判断いたしましたので報告いたします。  
ご審議の程、よろしく願いいたします。

## 議長

議案の内容説明及び現地確認調査の結果報告が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

## 議長

質疑なしと認めます。

次に、第2区の番号5番から10番までの6案件を審議いたします。

それでは、内容を事務局から説明いたします。

## 事務局

番号5番から7番については、全て農用地区域への編入案件で、同地域となっており、なおかつ事業計画者が同一につき一括して説明。

番号5番、若柳1は、若柳地区の田 1筆 164㎡、

番号6番、若柳2は、若柳地区の田 2筆 664㎡、

番号7番、若柳3は、若柳地区の田 1筆 238㎡、いずれも、農業競争力強化農地整備事業を活用し、農用地の集団化、ほ場整備の整形化を図るための、編入である旨の3案件、

番号8番、若柳4は、農用地区域への編入案件で、若柳地区の畑 1筆 49㎡、農業競争力強化農地整備事業を活用し、農用地の集団化、ほ場整備の整形化を図るため、農用地区域に編入する旨の1案件、

番号9番、若柳5は、農用地区域への編入案件で、若柳地区の田 1筆 105㎡、農業競争力強化農地整備事業を活用し、農用地の集団化、ほ場整備の整形化を図るため、農用地区域に編入する旨の1案件、

番号10番、若柳6は、用途変更申し出の案件で、若柳地区の田 1筆 921㎡、繁殖牛の規模拡大に伴い、稲わらやホールクroppサイレージの保管場所及び農機具置場等整備のために、農用地から農業用施設用地への用途区分の変更である旨の1案件、

以上、6案件を説明。

## 議長

次に、現地確認調査の結果報告をお願いいたします。  
それでは、12番 鈴木 和子 委員から報告願います。

### 12番 鈴木 和子 委員

議案第7号については、去る9月24日の木曜日に4名にて、書類審査及び現地確認を行いました。

若柳地区の1番から3番、43ページから45ページまでの案件については、ほ場整備事業の関係でありまして、編入は特に問題ないと判断しました。

4番、46ページの案件についても、ほ場整備事業の関係であり、編入は特に問題ないと判断しました。

5番、47ページの案件についても、ほ場整備事業の関係であり、編入は特に問題ないと判断しました。

6番、48ページの案件につきましては、事業計画者が繁殖農家の方であり、ホールクroppサイレージ、稲わら、農機具等の保管場所として使用したいということで確認してまいりましたが、特に問題はないと判断しました。

以上、ご審議の程、よろしくをお願いいたします。

## 議長

議案の内容説明及び現地確認調査の結果報告が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

## 議長

質疑なしと認めます。

次に、第3区の番号11番から15番までの5案件を審議いたします。

それでは、内容を事務局から説明いたさせます。

## 事務局

番号11番、栗駒1は、除外申し出の案件で、栗駒地区の田 2筆 1, 428㎡、事業計画者が経営する会社の資材置き場の拡張整備及び業務用車両の駐車場の造成整備のための除外で、転用申請に至った際の農地区分は、10ヘクタール以上の農地の広がりがある第1種農地に該当するが、既存敷地面積の2分の1以内の面積での拡張であるので、不許可の例外規定で取り扱う旨の1案件、

番号12番、栗駒1は、用途変更申し出の案件で、栗駒地区の田4筆 2, 298㎡、事業計画者の経営規模拡大に伴う大型育苗ハウスの建設と農機具置場の造成整備のための

農用地から農業用施設用地への用途区分の変更で、転用許可に係る立地基準については、農用地区域に該当するが、農業用施設の建設が目的であることから、不許可の例外で取り扱う旨の1案件、

番号13番、鶯沢1は、用途変更申し出の案件で、鶯沢地区の田 1筆 907㎡、繁殖牛の規模拡大に伴い、ハウス牛舎、ハウス倉庫、堆肥場各1棟、また、ハウス牛舎に併設してパドックを建設整備するため、農用地から農業用施設用地への用途区分の変更、転用許可に係る立地基準については、農用地区域に該当するが、農業用施設の建設が目的であることから、不許可の例外で取り扱う旨の1案件、

番号14番、花山1と番号15番、花山2は、同一事業案件なので、一括して説明。

花山1は、農用地区域への編入案件で、花山地区の田 1筆 583㎡、農業用施設を建設するため、農用地区域に編入するもので、15番の案件と同一計画により、繁殖牛の経営規模拡大に伴い、畜舎、ハウス倉庫各1棟を建築、プレハブ構造の現場事務所を1基設置、家畜飼料及び資材置場を建築造成する旨の1案件、

花山2は、用途変更申し出の案件で、花山地区の田 2筆 12,789㎡、14番と同一計画で、繁殖牛の経営規模拡大に伴い、畜舎、ハウス倉庫各1棟を建築、プレハブ構造の現場事務所を1基設置、家畜飼料及び資材置場を建築造成するため、農用地から農業用施設用地への用途区分の変更、転用許可に係る立地基準については、農用地区域に該当するが、農業用施設の建設が目的であることから、不許可の例外で取り扱う旨の1案件、

以上、5案件を説明。

## 議長

次に、現地確認調査の結果報告をお願いいたします。

それでは、23番 吉田 優俊 委員から報告願います。

### 23番 吉田 優俊 委員

議案第7号については、この変更については、特に支障がない程度の変更ということで転用との整合性について栗原市から意見を求められているものであり、去る9月24日、木曜日に4名にて、鶯沢総合支所において書類審査及び現地確認を行いました。

栗駒1番については、今現在倉庫と一体して裏側に農地が隣接しておりますけれども、そこについては商品の管理と業務用車両の駐車場として使用するというございまして、両親の名義の土地で、事業しやすいとのことで計画されておりますので、特に環境等を見ても問題がないものと確認しました。

栗駒2番については、事業計画者の経営規模拡大ということで、今現在の育苗ハウスに隣接してのハウスの増設と農機具等の置場ということで、特に問題がないものと確認しております。

鶯沢1番については、畜産経営の規模拡大ということで、畜舎の拡張であり、本人所有の自宅のすぐ隣の土地で、管理もしやすいという理由から土地を選定されたようございします。

花山1番と2番については、同一人が一体となった形の現在40頭の繁殖牛を飼育しているものを約100頭まで増頭し、一体的に整備したいということで、土地の環境、排水等について確認しましたが、特に問題がないものと考えます。

以上、49ページの栗駒1から53ページの花山2まで、特に問題がないという結論に達しましたので、報告いたします。

以上、ご審議の程、よろしく願いいたします。

### 議長

議案の内容説明及び現地確認調査の結果報告が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

### 議長

質疑なしと認めます。

それでは、議案第7号 農業振興地域整備計画の変更についての、番号1番から15番までの15案件は、問題なしと意見を附し、栗原市長に通知することに、ご異議ございませんか。

—「異議なし」の声—

### 議長

ご異議なしと認めます。

よって、日程第14、議案第7号 農業振興地域整備計画の変更についての、番号1番から15番までの15案件は、問題なしと意見を附し、栗原市長に通知することに決定いたしました。

### 議長（会長）

以上をもちまして、会議案件は全て議了いたしました。

これで、令和2年 第10回 栗原市農業委員会総会を閉会いたします。

ご起立願います。ご苦労様でした。

< 午後 0時 3分 閉会 >

本会議の顛末を記録し、その正当なることを証するためここに署名捺印する。

議 長

議事録署名委員

議事録署名委員